

# 京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則

平成20年 2月18日 制定  
令和 4年 1月11日 最終改正

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 京都教育大学大学院連合教職実践研究科（以下「研究科」という。）は、学部における教員養成教育と現職教員の教職経験の上に、教育の理論と教職実践を深く追究させることにより、教職に関する高度専門的な知識と実践的指導力を統合的に有する教員の養成を目的とする。

(構成及び運営)

**第2条** 研究科の構成及び運営は、国立大学法人京都教育大学、学校法人京都産業大学、学校法人京都女子学園、学校法人京都橘学園、学校法人光華女子学園、学校法人同志社、学校法人ノートルダム女学院、学校法人佛教教育学園、学校法人龍谷大学、京都府教育委員会及び京都市教育委員会の間で締結された協定書に基づき行う。

(組織形態)

**第3条** 研究科は、京都教育大学を基幹大学とし、京都光華女子大学、京都産業大学、京都女子大学、京都橘大学、京都ノートルダム女子大学、同志社大学、同志社女子大学、佛教大学及び龍谷大学の9大学を連合参加大学、京都府教育委員会及び京都市教育委員会を連携教育委員会として組織し、京都教育大学大学院として設置する。

(自己評価等)

**第4条** 研究科は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、研究科における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

(教員)

**第5条** 研究科は、京都教育大学、連合参加大学及び連携教育委員会の教員によって構成する。

2 前項の教員は、研究者教員（実務家教員以外の教員をいう。）及び実務家教員（教職又は専攻分野における実務の経験を有する教員をいう。）とする。

(管理運営組織等)

**第6条** 研究科の運営組織として、連合教職実践研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）を置く。

2 前項の研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

3 研究科に、研究科長を置く。

4 研究科長は、学長をもって充てる。

5 研究科に、系主任、系副主任及びコース主任を置き、学長が指名する。

6 系主任、系副主任及びコース主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(課程)

第7条 研究科の課程は、専門職学位課程とする。

(専攻及び定員)

第8条 研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
教職実践専攻	95名	190名

(系及びコース)

第9条 研究科の教職実践専攻に、次の系及びコースを設置する。

- 一 学校臨床力高度化系
  - イ 初任期教員養成コース
  - ロ 中核教員・リーダー教員養成コース
- 二 教科研究開発高度化系
  - イ 人間発達探究コース
  - ロ 教科学習探究コース

(修業年限)

第10条 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 現職教員であって、教職経験(6年以上)等から教職専門実習の一部を履修したものとみなすことができる者は、昼間及び夜間開講科目等を履修すること等を条件とする短期履修制度により修業年限を1年とすることができる。
- 3 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する者(以下「長期履修学生」という。)の修業年限は、4年以内の許可された年限とする。
- 4 専門職学位課程の在学年限は、4年を超えることができない。ただし、長期履修学生の在学年限は、6年以内の許可された年限とする。

(学年、学期及び休業)

第11条 学年、学期及び休業については、京都教育大学学則(以下「学則」という。)第5条から第7条までの規定を準用する。

## 第2章 入学、転入学及び再入学

(入学時期)

第12条 入学、転入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学年の中途とすることができる。

(入学資格)

第13条 研究科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許状の1種免許状又は専修免許状(以下「免許状」という。)を有する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

六 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする研究科において、研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

七 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、前項各号列記の要件かつ学校教育法施行規則第20条第二号に該当する者は、免許状の所有を要しない。

（転入学）

**第14条** 他の大学院から研究科に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、転入学を許可することがある。

（再入学）

**第15条** 研究科を願いにより退学した者又は学則第35条第二号及び第五号の規定の準用により除籍された者で、再入学を志願する者があるときは、再入学を許可することがある。

（出願）

**第16条** 入学、転入学、再入学を志願する者は、本学が定める期日までに、入学願書に、別に定める書類を提出し、所定の検定料を添えて願出しなければならない。

（選考）

**第17条** 入学、転入学、再入学の選考については、研究科教授会が行う。

（入学手続き）

**第18条** 入学、転入学及び再入学の選考に合格した者は、本学が定める期日までに、別に定める書類を提出し、所定の入学料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情によって入学料の納付が困難である者については、別に定めるところにより、入学料免除願又は入学料徴収猶予願の提出をもって、入学料納付の手続きを終えた者とみなすことができる。

（入学許可）

**第19条** 入学、転入学及び再入学の許可は、前条第1項の手続を行った者について、学長が行う。

### 第3章 留学、休学、転学及び退学

（留学）

**第20条** 外国の大学院に留学を希望する者については、研究科教授会の議を経て、許可することがある。

2 留学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、許可を得て更に1年以内を限り、その期間を延長することができる。

3 前項の留学期間は、休学の取扱いをしないものとする。

4 留学した外国の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、研究科教授会の議に基づき、第31条に定める単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとみなすことができる。

5 前4項に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は別に定める。

(休学)

**第21条** 疾病又はその他の事由により、引き続き3月以上学修することができない者は、研究科長の許可を得て休学をすることができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(転学、退学)

**第22条** 他の大学院に転学又は退学しようとする者は、その事由を具して、研究科長の許可を受けなければならない。

#### 第4章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍)

**第23条** 除籍については、学則第35条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「第30条」とあるのは「第10条第4項」と読み替えるものとする。

(表彰及び懲戒)

**第24条** 表彰及び懲戒については、学則第45条及び第46条の規定を準用する。

#### 第5章 教育課程・授業科目・教育方法等

(教育課程の編成方針)

**第25条** 研究科は、教育上の目的を達成するために、地域の教育委員会等と連携しつつ、学校教育に係る状況を踏まえて、必要な授業科目を自ら開設するとともに体系的に教育課程を編成するものとする。

2 前項の地域の教育委員会等との連携については、別に定める。

3 研究科は、学校教育に係る状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、必要な見直しを行うものとする。

(授業科目・教育方法等)

**第26条** 研究科の授業科目は、共通科目、コース科目及び教職専門実習からなる。

**第27条** 研究科の授業科目の単位数及び履修方法については、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

**第28条** 研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(他の大学院における修学等)

**第29条** 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、第31条に定める単位を

超えないものとする。

**第30条** 研究科が教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が研究科に入学する前に他の大学院又は本学大学院において履修した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定める科目等履修生として履修した単位を含む。)を、研究科に入学した後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位数は、第31条に定める単位を超えないものとする。

**第31条** 第20条第4項、第29条第2項、前条第2項及び第33条の規定により修得したとみなすことができる単位数は、合わせて修了要件として定める最低修得単位数の二分の一を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第32条** 学生が、長期履修学生として教育課程を履修し専門職学位課程を修了することを申し出たときは、審査の上、認めることができる。

2 前項の教育課程の履修については、別に定める。

## 第6章 課程修了及び学位授与

(課程の修了)

**第33条** 専門職学位課程の修了の要件は、研究科に2年(第10条第2項に定める短期履修制度の適用を許可された場合は1年、同条第3項に定める長期履修学生の適用を許可された場合は、各々定められた修業年限)以上在学し、第26条の授業科目及び教職専門実習について46単位(うち10単位以上は教職専門実習とする。ただし、入学者の教職経験等に応じて当該実習を最大3単位まで履修したものとみなすことができる。)以上を修得することとする。

2 専門職学位課程修了の認定は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

**第34条** 学位の授与については、京都教育大学学位規程の定めるところによる。

## 第7章 検定料、入学料及び授業料

**第35条** 検定料、入学料及び授業料の額及びその徴収方法については、別に定める。

2 前項の規定に定めるもののほか、検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、学則第36条の規定を準用する。

**第36条** 入学料及び授業料の免除、徴収猶予等の取扱いについては、別に定めるところによる。

**第37条** 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者の申し出により、当該授業料相当額を返還する場合は、学則第38条の規定を準用する。

## 第8章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

**第38条** 研究科に研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の制度を設ける。

- 2 研究生, 科目等履修生, 特別聴講学生及び特別研究学生に関する規程は, 別に定める。

## 第9章 教員免許

(教員免許の取得資格)

**第39条** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は, 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 研究科において, 当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は, 別表のとおりとする。

## 第10章 準用

**第40条** この規則に定めるもののほか, 研究科の学生に関し必要な事項は, 学則, 教育学研究科規則, 及びその他学部学生に関する諸規程の規定を準用する。

### 附 則

この規則は, 平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は, 平成20年6月9日から施行し, 平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

この規則は, 平成24年9月18日から施行し, 平成21年4月1日から適用する。

### 附 則

この規則は, 平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は, 平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は, 平成29年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成30年規程第66号)

この規則は, 平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

別表（第39条関係）研究科で取得できる免許状

専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状  小学校教諭専修免許状  中学校教諭専修免許状  高等学校教諭専修免許状	国語・社会・数学・理科・音楽・美術 保健体育・技術・家庭・外国語（英語）  国語・地理歴史・公民・数学・理科 音楽・美術・工芸・書道・保健体育 家庭・情報・農業・工業・外国語（英語）